

議案第 4 2 号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア（ア）ただし書中「並びに夜間及び午睡の時間帯」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に係る施設等利用費の支給について、対象となる施設の保育に従事する者の数に係る規定を明確化する必要がある。

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であつて、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p>

(ア) 保育に従事する者の数が、当該施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、かつ、一の施設につき2人以上、当該施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育する小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下である施設においては、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯_____以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯

(ア) 保育に従事する者の数が、当該施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳に満たない小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、かつ、一の施設につき2人以上、当該施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育する小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下である施設においては、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯

に限る。)については、1人以上とすることができる。

(イ)～(エ) 略

イ～カ 略

(2)～(4) 略

に限る。)については、1人以上とすることができる。

(イ)～(エ) 略

イ～カ 略

(2)～(4) 略